

I 工事概要

1. 工事場所 長浜市西浅井町塩津中
2. 敷地面積 -
3. 工事種目 建築工事
4. 工事等内容 玄関アルミ両引戸を撤去し、既存建具枠を使用し両引きオートドアに改修 弱電設備改修

II 建築改修工事仕様

1. 共通仕様
 - ① 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官廳部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「改修仕様」という。)により、また、改修仕様に記載されていない事項は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「仕様」という。)による。
2. 特記仕様
 - (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。○印と●印の付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の(. . .) 内表示番号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - (4) 特記事項に記載の[. . .] 内表示番号は、仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																
① 一般 共通 事項	① 工事実績情報の登録 (CORINS)	請求金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。(1, 1, 4)																
	② 施工体制	受注者は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。ロ 現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係を証するもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。																
	③ 現場代理人等																	
	④ 提出図書	●施工計画書 提出部数 ●1部 (1, 2, 2) ●設計図 提出部数 ●1部(A3版縮小図及び電子媒体) ●計画通知等の申請書類の副本等 提出部数 ●1部 ●施工図 提出部数 ●1部 (1, 2, 3) ●完成図 提出部数 ●1部(A3版縮小図及び電子媒体) (1, 2, 2) ●保安に関する資料 提出部数 ●2部 ●部 (1, 2, 3)																
	⑤ 工事写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>・3 ●6 ・15 ・30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じて撮影する</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td>代表的な出来高の部分</td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁官廳部監修)による。工事写真はキャビネカラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で1部提出すること。</p>	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	・3 ●6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じて撮影する	定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用
	区分	撮影箇所	提出部数	備考														
	着工前、完成	・3 ●6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。														
	工事中		1	必要に応じて撮影する														
	定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用														
	⑥ 竣工写真																	
	⑦ 施工条件	○図示																
	⑧ 発生材の処理等	●積外搬出箇処理 指定() (1, 3, 12)																
	⑨ 施工調査	工事着手に先立ち、施工調査を行い報告すること。(1, 6, 1)	調査範囲	調査方法		・目視調査 ・打診調査												
	調査範囲	調査方法																
		・目視調査 ・打診調査																
	⑩ 一工程報告	一工程施工報告書の提出 ●不要 ●解体 ●防水改修 ●外壁改修 ●耐震改修 ●各工程毎 (1, 7, 4)																
	⑪ 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシュ法にて測定し、報告すること。また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。測定箇所 箇所 (1, 7, 9)																
	⑫ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。																
	⑬ 保険等																	
⑭ 地元説明会	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。																	
⑮ 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数																	
⑯ 設計図の製本	設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請求金額の増減対象としない。																	
⑰ 軽微な変更																		
⑱ 不当介入に関する通報制度	1. 受注者は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、復讐上必要な協力を行うものとする。 2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記録した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。 3. 受注者は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																	
⑳ 石綿含有建材の事前調査制度	●大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用して報告を行うこと。 1. 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の発行等は、下記による。 なお、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 平成28年4月13日 基発第3号)に基づく方法により、分析方法は特記による。 調査範囲 ●当該施工範囲 ●図示 発行書類 ●建設当初図面 ●石綿調査報告書 分析方法 ●JISに規定されている定性分析方法にて行うこと。 ●JISに規定されている定性分析を行った上定量的分析を行うこと。 採取様本 ●1ヶ所 ●10ヶ所 ●ヶ所 2. 調査は、目視、設計図書、石綿含有率の調査報告書により確認し、調査結果をとりまとめ監督職員に提出する。 3. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示版サイズ : A3サイズ(42,0cm×29,7cm)以上 4. 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。																	

- 20 申請等
 - ① その他
 - 官公署に対する申請や検査に対して、協議、申請書等の作成、提出及び検査対応(監理業務を含む)を請負者にて行うものとする。(ただし、計画通知申請の手数料の支払いは除くものとする。)
 - 工事着工前に現状調査を行い、万一工事に起因する損傷等が発生した場合は請負者の責において復旧すること。
- ② 仮設工事
 - 1 養生・粉じん対策 (2, 1, 3)
 - 2 足場等 (2, 2, 1)
 - 3 養生
 - 外部足場防護シート ・グリーンネット ・メッシュシート ●養生シート
 - 内部足場 ・脚立、足場板等 ・単管ステーキング
 - 材料等運搬方法 ・B種(トラッククレーン等) ・C種(既存EV) ・D種(既存階段)
 - 既存部分の養生 ●ビニルシート等 ・ビニルシート+コンパネ等
 - 既存家具等の養生 ●ビニルシート等
 - 固定家具等の移動 ・行わない ・行う(図示)
 - 4 仮設職仕切 (2, 3, 2)

仮設職仕切り等の種別		種別		下地		仕上材(厚さ mm)		充てん材		塗装	
●A種	●軽鋼鉄骨	●セッコウボード(・9,5 ・12,5)	●厚さ mm	●無し							
●B種	●木下地	●合板(・9 ・12)		●無し							●片面
●C種	●単管下地	●防炎シート									
●仮設扉	●木製扉	●ポリ合板片面フラッシュ		●無し							
	●鋼製扉	●メラミン合板フラッシュ		●有り							
- 5 監督職員事務所 (2, 4, 1)
 - 既存建物内の一部を使用する ●構内に設置する ●設けない
 - 規模及び仕上げの程度は現場説明書による。
- ⑥ 工事用水・電気
 - 工事用水 既存施設 ●利用不可 ○利用可(○有償 ●無償)
 - 工事用電気 既存施設 ●利用不可 ○利用可(○有償 ●無償)
- 7 仮囲い

③ 防水改修工事 (表3, 7, 1)

施工箇所	工法	種類
建具枠周り	新規シーリング充填工法	MS-2

④ 建具改修工事 (表5, 2, 1)

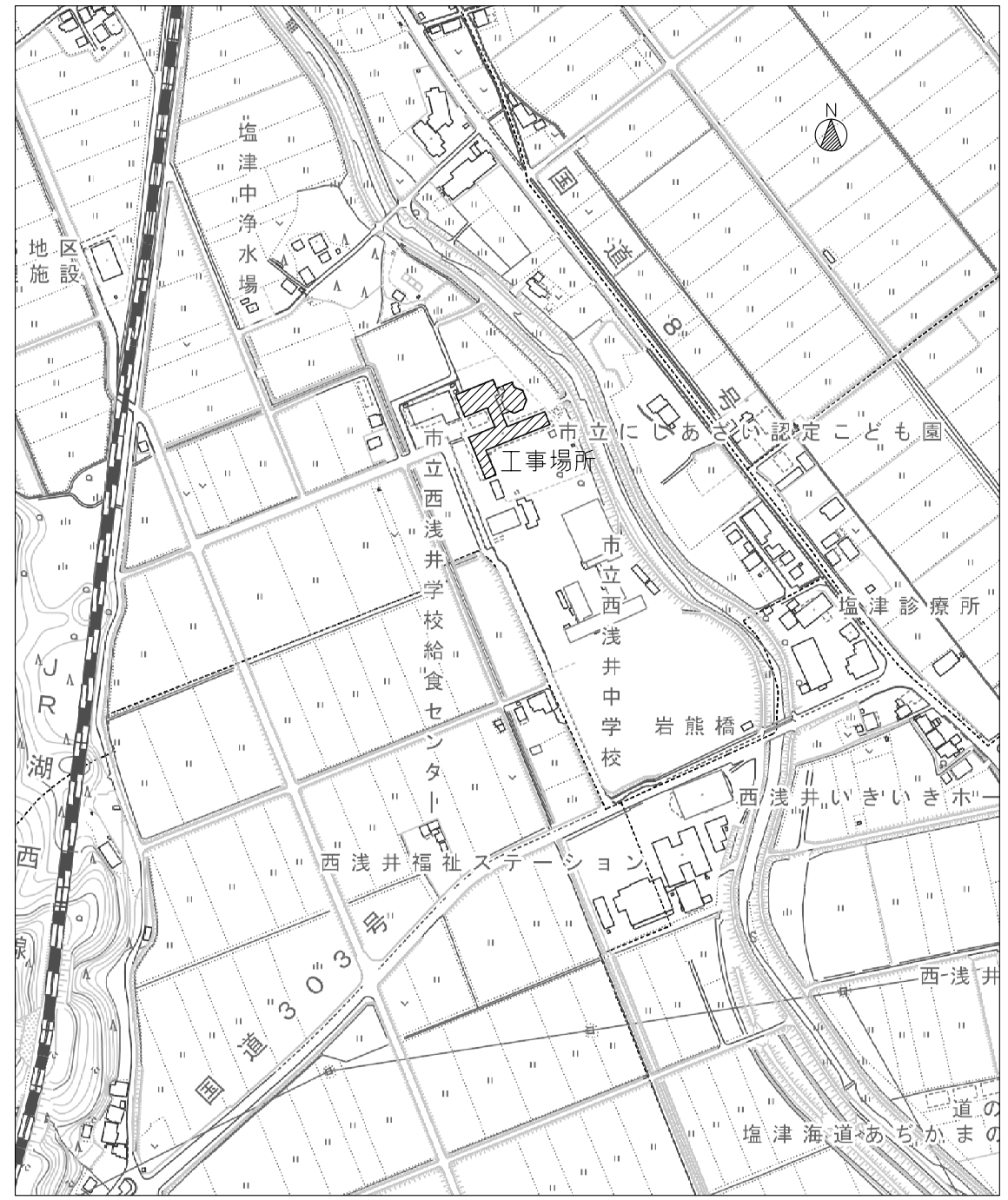
外部に面する建具					
種別	耐風圧性	耐風圧性	水密性	透視込み(mm)	施工箇所
●A種	S-4	A-3	W-4	70	●図示
●B種	S-5				
●C種	S-6	A-4	W-5	100	

(表5, 2, 2)

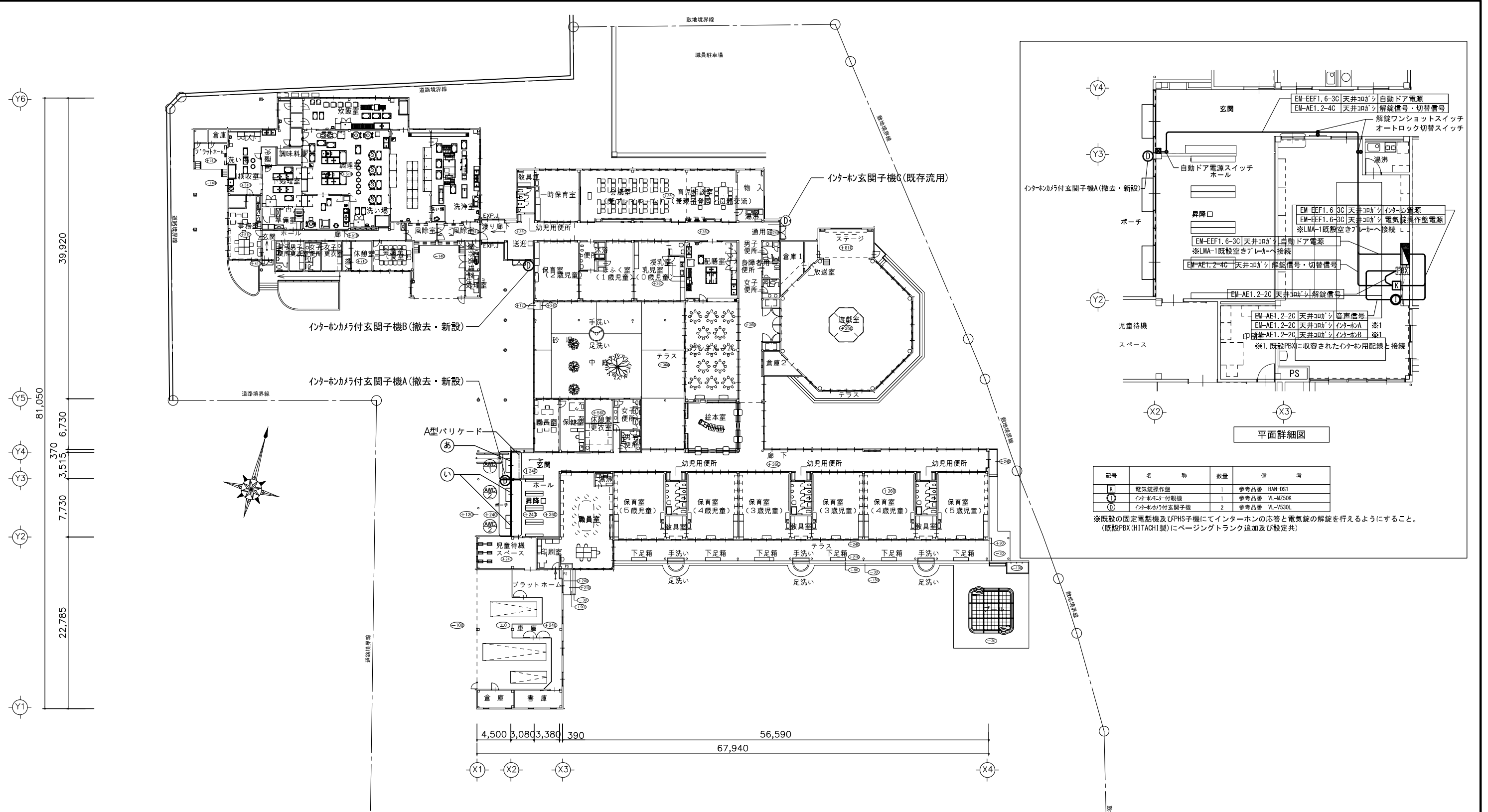
表面処理 ●BB-1(無着色) ●BB-2(・フロン系 ●ブラック ・ステンカラー)

⑤ 建具用金物 (5, 8, 4)

⑥ ガラス留め ●シーリング ●ガスケット



付近見取図



特記事項

こども園運営中の工事となることからこども園との連絡を密にし作業を行うこと。

園児の安全を最優先に作業を行うこと。

騒音を発生する作業については、園児不在の時間帯に実施すること。

重機搬入及び廃材搬出時には、登降園時を避け安全に留意すること。また周囲の道路は通園路につき交通に十分に注意のこと。

特に火災及び粉塵の発生には十分注意のこと。また工事完了後、当該工事範囲を清掃すること。

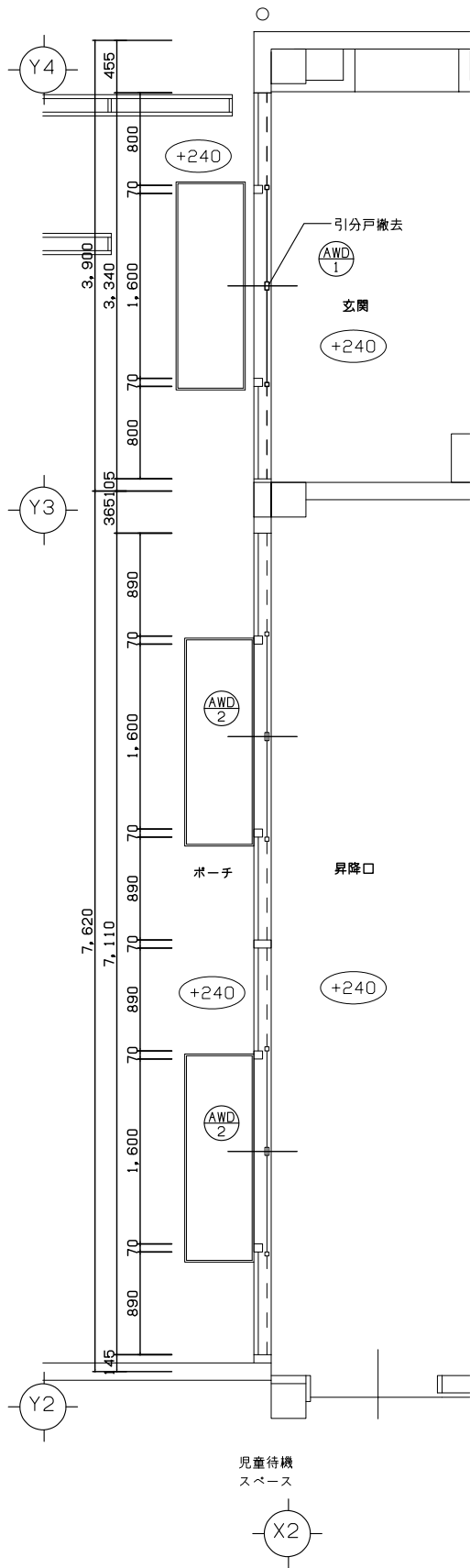
建築年：平成14年

改修内容

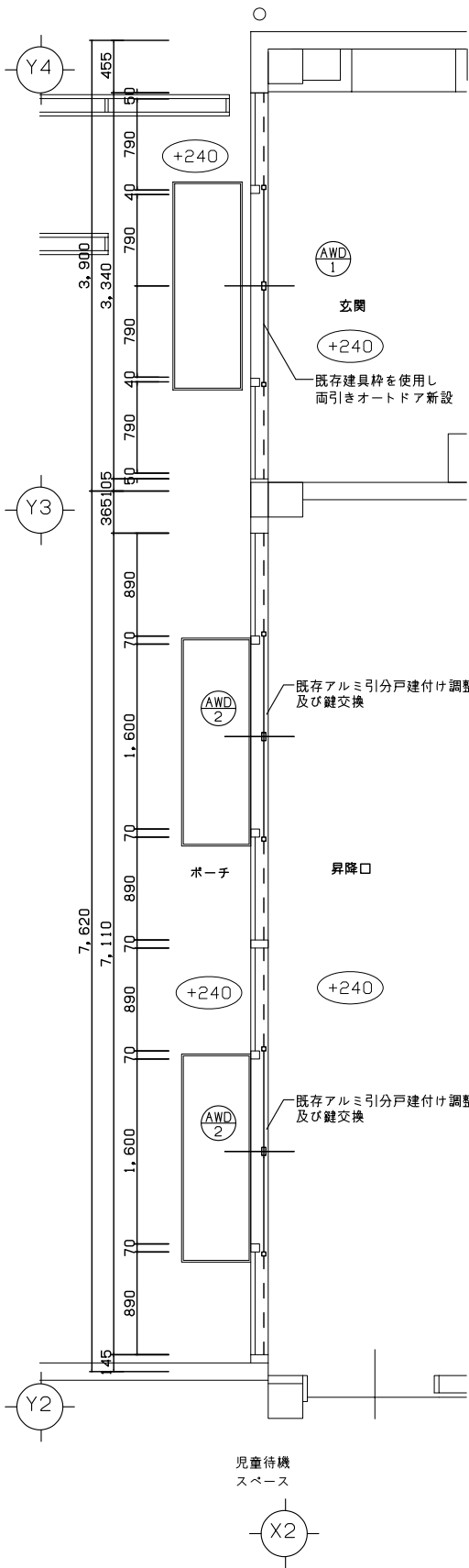
記号	部位	改修内容
②	玄関アルミ両引き分け戸	既存アルミ両引き分け戸撤去、既存建具枠を使用し両引き分け自動ドア新設
①	昇降口アルミ両引き分け戸	アルミ両引き分け戸建付け調整及び鍵交換2箇所

凡例

-----: A型バリケード 計10台設置を示す。



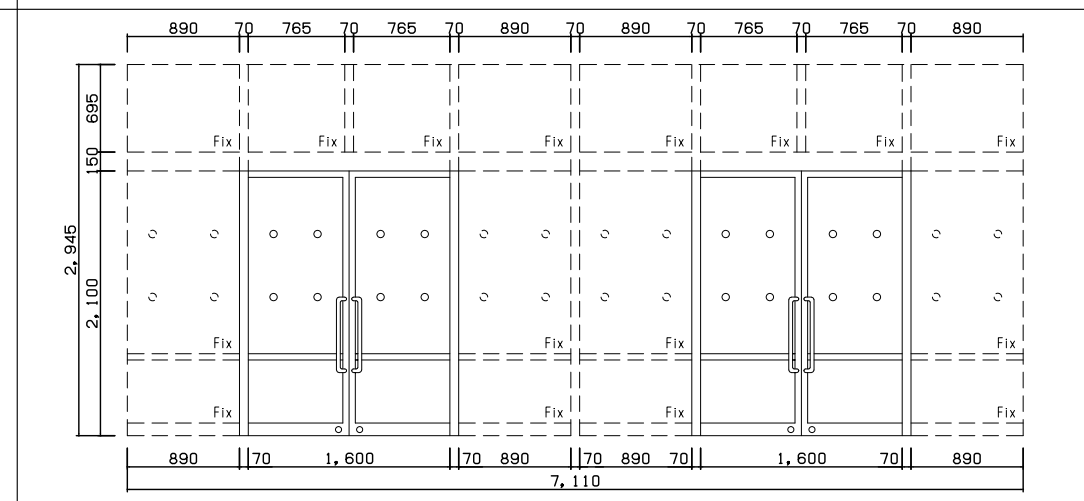
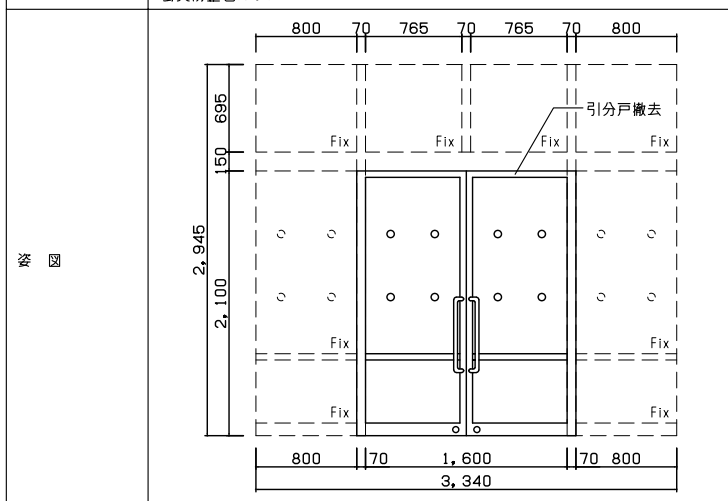
玄関、昇降口平面詳細図（現況）



玄関、昇降口平面詳細図（改修）

既存建具図

記号/名称/数量	(AWD1) ランマ両袖FIX窓引分戸 1箇所	(AWD2) ランマ両袖FIX窓引分戸 2箇所
使用場所	玄関	昇降口
見込	70	70
仕上(枠仕上)	カラーアルミ	カラーアルミ
ガラス	強化5、欄間：FL-5	強化5、欄間：FL-5
金物	アルミ外額縁、アルミ額縁、SUS下枠レール、SUSガイドレール、戸車、引手、衝突防止色ガラス	アルミ外額縁、アルミ額縁、SUS下枠レール、SUSガイドレール、戸車、引手、衝突防止色ガラス



改修建具図

記号/名称/数量	(AWD1) 両引きオートドア 1箇所	(AWD2) ランマ両袖FIX窓引分ハンガー戸 2箇所
使用場所	玄関	昇降口
見込	70	—
仕上(枠仕上)	カラーアルミ	—
ガラス	強化8	—
金物	エンジン装置、通電金具、安全光線、電磁錠 外部：無目センサー、内部：タッチセンサー+無目センサー併用、本締錠、付属金物一式	既存アルミ引分戸建付け調整、錠交換
備考	電気錠制御盤BAN-DS1、2線交換アダプタ、自動扉出力アダプタ、衝突防止シール	

